

新潟県条例第31号

新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例の一部を改正する条例

新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例（平成20年新潟県条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（法人の県民税の不均一課税）</p> <p>第2条 知事は、法第4条第6項の規定による同意基本計画（同項の規定による同意が<u>平成31年3月31日</u>までにされたものに限る。以下同じ。）の同意の日（以下「同意日」という。）から起算して5年内に、同意基本計画に基づく承認地域経済牽引事業（地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けたものに限る。以下同じ。）のうち規則で定める基準に適合するものに係る法第14条第2項に規定する承認地域経済牽引事業計画（以下「承認地域経済牽引事業計画」という。）に定められた施設又は設備を構成する法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第23号に規定する減価償却資産を取得した法第14条第1項に規定する承認地域経済牽引事業者（以下「承認地域経済牽引事業者」という。）であつて規則で定めるものに対し、当該減価償却資産を事業の用に供した日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日から3年以内に終了する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人の県民税の法人税割（法人の県民税の特例に関する条例（昭和50年新潟県条例第29号。以下「特例条例」という。）第2条の規定の適用を受けるものに限る。）について、新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号。以下「県税条例」という。）第22条及び特例条例第2条の規定にかかわらず、同条に規定する税率から、同条に規定する税率から県税条例第22条に規定する税率を控除して得た税率に2分の1を乗じて得た税率を控除して得た税率により不均一の課税をすることができる。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 （略） （この条例の失効）</p> <p>2 この条例は、<u>平成36年3月31日</u>限り、その効力を失う。 （この条例の失効に伴う経過措置）</p> <p>3 法第4条第6項の規定による同意が<u>平成31年3月31日</u>までにされた同意基本計画に基づき承認地域経済牽引事業を実施する承認地域経済牽引事業者については、この条例は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有</p>	<p style="text-align: center;">（法人の県民税の不均一課税）</p> <p>第2条 知事は、法第4条第6項の規定による同意基本計画（同項の規定による同意が<u>平成30年3月31日</u>までにされたものに限る。以下同じ。）の同意の日（以下「同意日」という。）から起算して5年内に、同意基本計画に基づく承認地域経済牽引事業（地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けたものに限る。以下同じ。）のうち規則で定める基準に適合するものに係る法第14条第2項に規定する承認地域経済牽引事業計画（以下「承認地域経済牽引事業計画」という。）に定められた施設又は設備を構成する法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第23号に規定する減価償却資産を取得した法第14条第1項に規定する承認地域経済牽引事業者（以下「承認地域経済牽引事業者」という。）であつて規則で定めるものに対し、当該減価償却資産を事業の用に供した日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日から3年以内に終了する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人の県民税の法人税割（法人の県民税の特例に関する条例（昭和50年新潟県条例第29号。以下「特例条例」という。）第2条の規定の適用を受けるものに限る。）について、新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号。以下「県税条例」という。）第22条及び特例条例第2条の規定にかかわらず、同条に規定する税率から、同条に規定する税率から県税条例第22条に規定する税率を控除して得た税率に2分の1を乗じて得た税率を控除して得た税率により不均一の課税をすることができる。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 （略） （この条例の失効）</p> <p>2 この条例は、<u>平成35年3月31日</u>限り、その効力を失う。 （この条例の失効に伴う経過措置）</p> <p>3 法第4条第6項の規定による同意が<u>平成30年3月31日</u>までにされた同意基本計画に基づき承認地域経済牽引事業を実施する承認地域経済牽引事業者については、この条例は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有</p>

する。
4・5 (略)

する。
4・5 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。